

報 道 資 料

令和3年10月1日

総合政策部人事課
0742-34-4821 (ダイヤルイン)
教育部教職員課
0742-34-5299 (ダイヤルイン)

職 員 の 懲 戒 処 分 に つ い て

このことについて、下記のとおり令和3年10月1日に処分の発令をした。

記

1 市長部局

(1)

所属・補職	年齢	処分内容	処分理由
市民税課 再任用職員 事務職員	63	戒告	勤務時間中に離席し、喫煙した

・適用法令：地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号

(2)

所属・補職	年齢	処分内容	処分理由
1 国保年金課 課長補佐 事務職員	54	停職1月	令和2年度中にのべ21日欠勤した
2 保育総務課 主務 事務職員	53	戒告	令和2年度中にのべ3日欠勤した

・適用法令：地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号

2 教育委員会

(1)

所属・補職	年齢	処分内容	処分理由
教育支援・相談課 主務 事務職員	46	減給10分の1 1月	令和2年度中にのべ13日欠勤した

・適用法令：地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号

(2)

所属・補職	年齢	処分内容	処分理由
いじめ防止生徒指導課 会計年度任用職員	62	停職3月	スーパーマーケットで万引きを行い、窃盗罪で罰金50万円の略式命令を受けた

・適用法令：地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号